

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

法令名	介護保険法	担当課	長寿介護課	検索番号	3-7
不利益処分	介護老人保健施設の管理者の変更命令				
(根拠規定)					
○介護保険法 (平成9年法律第123号) (変更命令) 第102条 都道府県知事は、介護老人保健施設の管理者が介護老人保健施設の管理者として不 当であると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、介護老人保 健施設の管理者の変更を命ずることができる。					
(処分基準)					
○愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (令和3 年愛媛県条例第29号)					
○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年2月厚生省告示第21 号)					
○愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則 (令和3年愛媛県規則第29号)					
○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (短期入所サービス及び特定施設入居 者生活介護に係る部分) 及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に 伴う実施上の留意事項について (平成12年老企第40号)					
(その他)					